

平成30年7月3日

平成30年定時総代会議事録

住友生命保険相互会社

## 平成30年定時総代会議事録

1. 日時 平成30年7月3日（火）午前10時33分から午後0時12分

2. 場所 大阪市中央区城見1丁目4番1号  
ホテルニューオータニ大阪

3. 出席取締役および執行役

a. 取締役 11名中、出席取締役11名

出席者 佐藤義雄、橋本雅博、野呂幸雄、本城正哉、篠原秀典、本林徹、  
大日向雅美、山下徹、矢吹公敏、金和明、森公高

b. 執行役\* 10名中、出席執行役10名 ※取締役兼務者は取締役として記載

出席者 藤戸方人、荒木登志松、古河久人、河野伸三、松本英晴、  
長瀧研一、角英幸、藤山勝伸、酒井真史、栄森剛志

4. 出席総代数

総代総数 177名

出席総代数 177名（議決権行使書による出席10名を含む）

5. 議事の経過の要領及びその結果

午前10時33分、執行役社長橋本雅博は、定款第18条の規定により議長となり開会を宣した。

続いて、議長は、本日出席した総代数は本総代会のすべての議案の決議に必要な法令および定款上の定足数を充足している旨を述べた後、社員の代表である総代の数を適正とする考え方、総代の選出方法および総代の構成と社員全体の構成との対比について報告した。

a. 監査報告

議長から監査委員会に監査報告を求めたところ、監査委員長本林徹は、平成29年度における取締役および執行役の職務執行についての監査結果は監査報告書副本に記載のとおり、事業報告およびその附属明細書については法令および定款に従い会社の状況を正しく示していると認められる旨、取締役および執行役の職務の執行、内部統制システムの構築・運用状況について指摘すべき事項はない旨、計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果について会計監査人の監査の方法および結果は相当であると認められる旨を報告した。

また、本総代会に提出された議案および書類について、いずれも法令、定款に適合しており、特に指摘すべき事項はない旨を報告した。

b. 「平成29年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件」

議長は、平成29年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書および連結計算書類について、ナレーションにより報告を行う旨、連結計算書類監査結果について、会計監査人の監査結果は連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書原本に記載のとおりであり、監査委員会の監査結果は監査委員会の監査報告のとおりである旨を報告した上で、平成29年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書および連結計算書類について、ナレーションにより報告した。また、平成30年度の取組方針（対処すべき課題）について、議長から報告した。

c. 「審議員会審議事項報告の件」

議長は、審議員会審議事項について内容を報告した。

また、平成30年のご契約者懇談会の開催状況についてもあわせて報告した。

議長は、決議事項の各議案について一括して上程する旨を述べ、各議案の内容を説明した。

d. 決議事項の議案の説明

(1) 第1号議案 「平成29年度剩余金処分案承認の件」

議長は、平成29年度剩余金処分案について、別紙1のとおりとしたい旨を述べ、その概要を説明した。

(2) 第2号議案 「社員配当金割当ての件」

議長は、平成29年度決算に基づく社員配当金の割当てについて、別紙2のとおりとしたい旨を述べ、その概要を説明した。

(3) 第3号議案 「取締役11名選任の件」

議長は、本総代会終結の時をもって取締役全員が任期満了により退任することに伴い、取締役11名を選任願いたい旨を述べ、その候補者として佐藤義雄、橋本雅博、本城正哉、篠原秀典、藤戸方人、山下徹、矢吹公敏、釜和明、森公高、片山登志子および岡正晶を指名した（山下徹、矢吹公敏、釜和明、森公高、片山登志子および岡正晶は社外取締役候補者）。

次に、議長は、報告事項および決議事項についての質問および動議を含めた審議に関するすべての発言を受けた後、決議事項について採決のみをとる方式にしたい旨を述べ、これを議場に諮ったところ、満場異議なく承認した。

e. 質疑応答

事前に寄せられた質問および席上でなされた質問について、それぞれ議長または議長が

指名する担当執行役から回答した。質問内容は次のとおりである。

「事前質問」・『住友生命「Vitality」の保険料変動等について』

『住友生命「Vitality」の訴求内容について』

『住友生命「Vitality」のCM戦略について』

『人工知能を活用した保険の提案について』

『保険ショップへの取組みについて』

『仮想通貨活用の検討状況について』

『営業職員および代理店チャネルの取組みについて』

『職員採用への取組みについて』

『営業職員採用におけるQRコードの活用について』

『保険金請求時における高齢者への配慮について』

『指定代理請求特約の付保について』

『介護人材の確保を保証する保険について』

『長期的経営ビジョンについて』

「当日質問」・『病気予防に関する活動とがんに対する支払状況について』

『不妊治療保険の開発について』

『働き方改革における具体的な取組みについて』

f. 決議事項の議案の採決

(1) 第1号議案 「平成29年度剰余金処分案承認の件」

議長は、平成29年度剰余金処分案について、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数173名）。

(2) 第2号議案 「社員配当金割当ての件」

議長は、平成29年度決算に基づく社員配当金の割当てについて、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数174名）。

(3) 第3号議案 「取締役11名選任の件」

議長は、取締役11名選任について、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決し、各人はそれぞれ就任を承諾した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数174名）。

以上をもって本総代会の議事を全部終了したので、議長は午後0時12分閉会を宣した。

<別紙1>

平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 剰余金処分案

(単位:円)

科 目	金 額
当期未処分剰余金	70,421,108,441
剰余金処分額	70,421,108,441
社員配当準備金	52,804,627,608
差引純剰余金	17,616,480,833
損失填補準備金	200,000,000
基金利息	1,116,480,833
任意積立金	16,300,000,000
基金償却準備金	15,600,000,000
社会及び契約者福祉増進基金	700,000,000

## 社員配当金割当ての件

社員配当金は、資産運用、死亡率その他の発生率、事業費などについての予定と実績との間で生じた剩余に基づき、ご契約の種類、金額、経過期間などに応じて割り当てます。

平成29年度決算に基づき、約款の規定により割り当てる社員配当金は次のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 個人保険および個人年金保険

#### a. 5年ごと利差配当契約 [販売名称: Wステージ等]

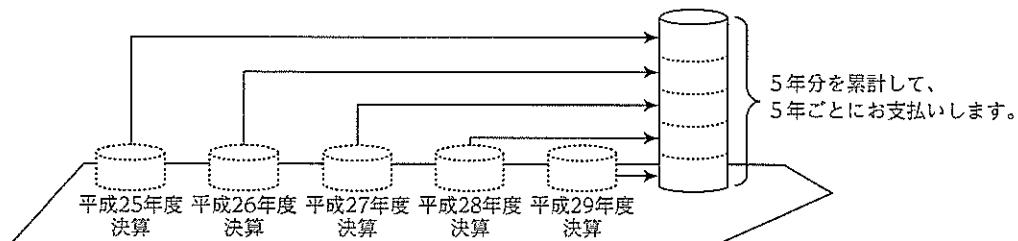
契約ごとに以下の項目(①、②)の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計算方法
①利差益配当	直前の5年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (平成29年度決算に基づく利差益配当率は別表1)
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過10年以降の5年ごと応当日を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料(年額) × 長期継続配当率(別表2) ○災害・疾病特約 契約日から経過10年以降の5年ごと応当日を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額 × 長期継続配当率(別表3)

(注)「5年ごと応当日」とは契約日の5年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

#### <ご参考：5年ごと利差配当契約における利差益配当のイメージ>

(平成25年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、5年ごと利差配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

b. 3年ごと配当契約 [販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qパック]

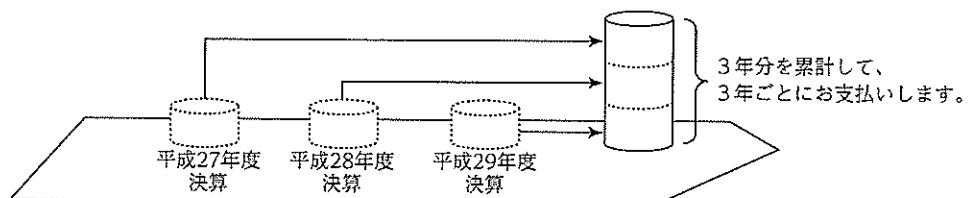
契約ごとに以下の項目（①、②）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計算方法
①利差益配当	<p>直前の3年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額</p> <p>計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (平成29年度決算に基づく利差益配当率は別表1)</p>
②長期継続配当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期保険特約等 契約日から経過6年以降の3年ごと応当日を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料（年額）× 長期継続配当率（別表4）</li> <li>○災害・疾病特約 契約日から経過6年以降の3年ごと応当日を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額 × 長期継続配当率（別表5）</li> </ul>

(注)「3年ごと応当日」とは契約日の3年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

<ご参考：3年ごと配当契約における利差益配当のイメージ>

(平成27年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、3年ごと配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

### c. 毎年配当契約

契約ごとに以下の項目（①～④）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計算方法
①利差益配当	責任準備金 × 利差益配当率（別表1）
②死差益配当	危険保険金 × 死差益配当率（別表6）
③費差益配当	保険金 × 費差益配当率（別表7）
④災害・疾病特約配当	特約保険金・入院給付日額 × 災害・疾病特約配当率（別表8）

### 2. 団体保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保険種類	計算方法
団体定期保険・総合福祉団体定期保険 団体信用生命保険・消費者信用団体生命保険	死差益 × 配当率（別表9）
団体終身保険・心身障害者扶養者生命保険	0円

### 3. 団体年金保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保険種類	計算方法
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 拠出型企業年金保険(02) 厚生年金基金保険・厚生年金基金保険(02) 国民年金基金保険 確定給付企業年金保険(02) 新団体生存保険	一般勘定部分の責任準備金 × 配当率（別表10）
確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 確定給付企業年金保険	0円

### 4. 財形保険および財形年金保険

社員配当金は0円とします。

## 5. 医療保障保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
医療保障保険（個人型）	次の①、②の合計額 ①死亡保険金 × 配当率（別表11） ②入院給付日額 × 配当率（別表11）
医療保障保険（団体型）	死差益 × 配当率（別表11）

前年度から繰り越された社員配当準備金に、当年度剰余金から繰り入れた社員配当準備金を加えた額のうち、上記の割当てを行った残額は、次年度に繰り越します。

別表1

## 利 差 益 配 当 率 表

保 険 種 類	配 当 率
予定利率1%未満の保険種類	1. 20% - 予定利率
予定利率1%以上2%以下の保険種類	5年ごと利差配当付生存保障 重視型個人年金保険(14)以外 1. 60% - 予定利率
	5年ごと利差配当付生存保障 重視型個人年金保険(14) 1. 35% - 予定利率
予定利率2%超の保険種類	1. 15% - 予定利率

ただし、下記の保険種類については以下のとおりとします。

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率
毎期精算配当付自由保険 5年ごと利差配当付自由保険	平成7年9月1日以降の 保険料一時払契約※	0%
新個人年金保険 個人年金保険(93) 5年ごと利差配当付個人年金保険 5年ごと利差配当付生存保障重視型 個人年金保険	平成10年7月2日以降の 保険料一時払契約※	0%
予定利率変動型5年ごと利差配当付遞増終身保険(一時払い)※ 予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)※		0%
5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)		0%
終身保険 5年ごと利差配当付終身保険 連生終身保険 5年ごと利差配当付連生終身保険 特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険 5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険 5年ごと利差配当付限定告知型終身保険 5年ごと利差配当付終身保険(一時払い) 5年ごと利差配当付遞増終身保険(一時払い)	平成10年7月2日以降の 保険料一時払契約	0%
一時払退職後終身保険	平成11年4月2日以降の 保険料一時払契約	0%

- (注) 1. 5年ごと利差配当契約および3年ごと配当契約の場合、上表は平成29年度決算に基づく利差益配当率を示しています。  
 2. 特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の場合、利差益配当率を乗じる責任準備金はこれらの特約を付加していない契約と同じものとします。  
 3. 上記にかかわらず、5年ごと利差配当付医療定期保険および5年ごと利差配当付医療終身保険、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険(第1保険期間)、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険、変額保険(有期型)および変額保険(終身型)(払済保険および延長保険を除きます。)、最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)(付加された夫婦年金移行特約を含みます。)、

最低保証付変額個人年金保険（一時払い）（08）および新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）（定額払済年金保険を除きます。）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）（16）、定額年金支払移行特約、家族定期保険特約（子型）ならびに介護終身保障特別移行特約（終身保険特約の一時払いからの移行の場合）の利差益配当は0円とします。

- ※ 配当金により保険金を買い増す場合の買増部分および年金支払いに移行した部分を含みます。  
ただし、年金支払特約については、平成10年7月2日以降に付加された場合とします。

別表2

## 5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

保険種類	対象契約	契約年齢性	(保険料(年額)について)						
			10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
5年ごと利差配当付定期保険 定期保険集團扱特約付 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約 連生通減定期保険特約 連生保険料特別払込通減定期保険特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約・養育年金特約	平成19年4月1日以前	経過15年の契約	男性 女性	4.5% 3.5%	4.5% 3.5%	19.0% 16.0%	33.5% 29.5%	37.5% 30.5%	37.5% 31.5%
		経過20年の契約	男性 女性	4.5% 3.5%	19.0% 16.0%	33.5% 29.5%	37.5% 30.5%	37.5% 31.5%	37.5% 31.5%
		経過10年の契約	男性 女性	2.0% 1.0%	2.0% 1.0%	4.0% 1.0%	6.0% 2.0%	10.0% 3.0%	10.0% 4.0%
		経過10年の契約	男性 女性	2.0% 1.0%	2.0% 1.0%	4.0% 1.0%	6.0% 2.0%	10.0% 3.0%	10.0% 4.0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	平成19年4月1日以前	経過15年の契約	男性 女性	14.5% 18.5%	14.5% 18.5%	29.0% 31.0%	42.5% 44.5%	45.5% 44.5%	35.5% 30.5%
		経過20年の契約	男性 女性	14.5% 18.5%	29.0% 31.0%	42.5% 44.5%	45.5% 44.5%	35.5% 30.5%	35.5% 30.5%
	平成19年4月2日以後	経過10年の契約	男性 女性	22.0% 31.0%	22.0% 31.0%	24.0% 31.0%	25.0% 32.0%	28.0% 32.0%	8.0% 33.0%
		経過10年の契約	男性 女性	22.0% 31.0%	22.0% 31.0%	24.0% 31.0%	25.0% 32.0%	28.0% 32.0%	8.0% 33.0%
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険 特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	平成19年4月1日以前	経過15年の契約	男性 女性	— —	3.25% 1.25%	9.50% 7.50%	16.75% 13.75%	17.75% 13.75%	17.75% 14.75%
		経過20年の契約	男性 女性	— —	9.50% 7.50%	16.75% 13.75%	17.75% 13.75%	17.75% 14.75%	17.75% 14.75%
		経過10年の契約	男性 女性	— —	2.00% 0.00%	2.00% 0.00%	3.00% 0.00%	4.00% 0.00%	4.00% 1.00%
		経過10年の契約	男性 女性	— —	0.00% 0.00%	0.00% 0.00%	0.00% 0.00%	0.00% 1.00%	0.00% 1.00%

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込み了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約、更新後契約および更新後の特約は除きます。
2. 保険料(年額)とは、払込方法(回数)に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。ただし、保険料(年額)の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度(保険料の高額割引制度を含みます。)が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度(保障見直し制度を含みます。)で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、養育年金特約を除き、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとします。ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。
3. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の(第1)被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約(配偶者型)については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とし、養育年金特約については主契約の契約日における保険契約者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約も対象とします。(ただし、5年ごと応当日および直前の5年ごと応当日から経過年数が1年末満で転換により消滅する契約は除きます。)この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 長期継続配当率は平成29年度からの経過年度に応じた配当率となります。
7. 平成29年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表3

## 5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

保険種類	対象契約	契約年齢性	(入院給付日額 1,000円について)						
			10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
新災害入院特約(87) 新こども災害入院特約(87)	経過20年の契約	男性	円 595	円 630	円 665	円 735	円 735	円 455	円 455
		女性	567	581	553	560	315	0	0
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	平成19年4月1日以前	男性	595	595	665	735	770	455	455
		女性	525	595	581	581	630	0	0
新疾病医療特約(87) 新こども疾病医療特約(87)	経過10年の契約	男性	1,190	1,190	1,260	1,400	1,540	1,540	910
		女性	980	1,064	1,085	1,113	1,190	630	0
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	平成19年4月1日以前	男性	1,050	665	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0
入院初期給付特約	経過15年の契約	男性	1,120	980	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0
入院治療重点保障特約 こども入院治療重点保障特約	経過10年の契約	男性	1,330	1,330	1,470	0	0	0	0
		女性	1,330	0	0	0	1,190	4,200	5,040
通院特約 こども通院特約	経過15年の契約	男性	665	560	210	0	0	0	0
		女性	315	0	0	175	490	560	560
通院特約(04) こども通院特約(04)	経過10年の契約	男性	1,890	2,240	1,540	1,050	350	0	0
		女性	1,400	1,190	840	1,120	1,330	2,240	1,960
入院保障充実特約 こども入院保障充実特約	経過10年の契約	男性	1,120	1,015	630	350	0	0	0
		女性	700	455	455	595	945	980	980
通院特約(04) こども通院特約(04)	経過15年の契約	男性	630	665	1,400	2,415	5,460	10,920	10,920
		女性	770	770	1,015	1,820	4,340	8,855	8,855
成人病入院特約(09)	経過20年の契約	男性	595	910	1,960	3,220	8,085	10,920	10,920
		女性	735	840	1,435	2,485	6,405	8,855	8,855
がん入院特約(09)	経過10年の契約	男性	1,960	1,540	2,380	4,970	8,120	19,740	26,250
		女性	2,170	1,890	2,170	3,640	6,300	15,680	21,280
限定告知型医療特約	平成19年4月1日以前	男性	280	350	140	0	0	0	0
		女性	140	70	0	70	140	350	280
限定告知型入院保障充実特約	平成19年4月2日以降	男性	980	1,043	1,043	1,127	1,260	1,106	1,610
		女性	994	980	980	1,225	1,190	1,386	1,589
限定告知型入院保障充実特約	経過10年の契約	男性	0	0	0	0	112	112	322
		女性	0	0	0	0	0	287	315
限定告知型入院保障充実特約	経過15年の契約	男性	0	0	0	0	0	77	119
		女性	0	0	0	0	0	56	56
限定告知型入院保障充実特約	経過10年の契約	男性	—	—	—	—	4,725	6,146	11,872
		女性	—	—	—	—	4,039	5,460	9,912
限定告知型入院保障充実特約	経過15年の契約	男性	—	—	—	—	3,220	3,780	5,551
		女性	—	—	—	—	2,891	3,318	5,215
限定告知型入院保障充実特約	経過20年の契約	男性	—	—	—	—	0	0	0
		女性	—	—	—	—	0	0	77

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約、更新後契約および更新後の特約は除きます。
2. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約も対象とします。（ただし、5年ごと応当日および直前の5年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約およびこども入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約、こども通院特約、通院特約(04)およびこども通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約、こども入院保障充実特約および限定告知型入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。
7. 長期継続配当率は平成29年度からの経過年度に応じた配当率となります。
8. 平成29年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表4

## 3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

保険種類	対象契約	契約年齢性	(保険料(年額)について)							
			10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約	平成19年4月1日以前	経過12年の契約	男性 女性	3.0% 2.0%	3.0% 2.0%	10.0% 7.0%	17.0% 13.0%	21.0% 14.0%	21.0% 15.0%	21.0% 15.0%
		経過15年の契約	男性 女性	3.5% 2.5%	3.5% 2.5%	13.0% 10.0%	22.5% 18.5%	26.5% 19.5%	26.5% 20.5%	26.5% 20.5%
		経過6年の契約	男性 女性	2.0% 1.0%	2.0% 1.0%	4.0% 1.0%	6.0% 2.0%	10.0% 3.0%	10.0% 4.0%	10.0% 4.0%
		経過9年の契約	男性 女性	2.0% 1.0%	2.0% 1.0%	4.0% 1.0%	6.0% 2.0%	10.0% 3.0%	10.0% 4.0%	10.0% 4.0%
	平成19年4月2日以後	経過12年の契約	男性 女性	7.0% 8.0%	7.0% 8.0%	14.0% 13.0%	20.0% 19.0%	23.0% 19.0%	19.0% 20.0%	19.0% 14.0%
		経過15年の契約	男性 女性	9.5% 11.5%	9.5% 11.5%	19.0% 19.0%	27.5% 27.5%	30.5% 27.5%	24.5% 19.5%	24.5% 19.5%
		経過6年の契約	男性 女性	6.0% 7.0%	6.0% 7.0%	8.0% 7.0%	9.0% 8.0%	12.0% 8.0%	8.0% 9.0%	8.0% 3.0%
		経過9年の契約	男性 女性	18.0% 25.0%	18.0% 25.0%	20.0% 25.0%	21.0% 26.0%	24.0% 26.0%	8.0% 27.0%	8.0% 3.0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	平成19年4月1日以前	経過12年の契約	男性 女性	— —	2.50% 0.50%	5.00% 3.00%	8.50% 5.50%	9.50% 5.50%	9.50% 6.50%	9.50% 6.50%
		経過15年の契約	男性 女性	— —	2.75% 0.75%	6.50% 4.50%	11.25% 8.25%	12.25% 8.25%	12.25% 9.25%	12.25% 9.25%
		経過6年の契約	男性 女性	— —	2.00% 0.00%	2.00% 0.00%	3.00% 0.00%	4.00% 0.00%	4.00% 1.00%	4.00% 1.00%
		経過9年の契約	男性 女性	— —	2.00% 0.00%	2.00% 0.00%	3.00% 0.00%	4.00% 0.00%	4.00% 1.00%	4.00% 1.00%
	平成19年4月2日以後	経過12年の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
		経過15年の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
		経過6年の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
		経過9年の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	平成19年4月1日以前	経過12年の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
		経過15年の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
		経過6年の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
		経過9年の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
	平成19年4月2日以後	経過12年の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
		経過15年の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
		経過6年の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
		経過9年の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）、第2保険期間中の契約および更新後の特約は除きます。
2. 保険料(年額)とは、払込方法(回数)に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。ただし、保険料(年額)の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度（保険料の高額割引制度を含みます。）が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度（保障見直し制度を含みます。）で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとします。ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。
3. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。（ただし、3年ごと応当日および直前の3年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 長期継続配当率は平成29年度からの経過年度に応じた配当率となります。
7. 平成29年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表5

## 3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

保険種類	対象契約	契約年齢性	(入院給付日額1,000円について)						
			10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
災害入院特約(01)	平成19年4月1日以前	経過12年の契約	男性 238	円 238	円 252	円 280	円 308	円 308	円 182
		女性 196	280	301	273	238	126	0	
		経過15年の契約	男性 357	357	399	441	462	273	273
		女性 329	399	385	357	378	0	0	
	平成19年4月2日以降	経過9年の契約	男性 680	680	720	800	880	880	520
		女性 560	644	665	663	680	360	0	
		経過12年の契約	男性 504	434	294	0	0	0	0
		女性 546	0	0	0	0	0	0	
疾病医療特約(01)	平成19年4月1日以前	経過15年の契約	男性 672	588	0	0	0	0	0
		女性 0	0	0	0	0	0	0	
		経過9年の契約	男性 760	760	840	0	0	0	0
		女性 760	0	0	0	680	2,400	2,880	
	平成19年4月2日以降	経過15年の契約	男性 399	336	126	0	0	0	0
		女性 189	0	0	105	294	336	336	
		経過9年の契約	男性 1,080	1,280	880	600	200	0	0
		女性 800	680	480	640	760	1,280	1,120	
入院治療重点保障特約	経過12年の契約	男性 378	448	308	210	70	0	0	0
		女性 280	238	168	224	266	448	392	
		経過15年の契約	男性 672	609	378	210	0	0	0
		女性 420	273	273	357	567	588	588	
	通院特約	経過15年の契約	男性 378	399	840	1,449	3,276	6,552	6,552
		女性 462	462	609	1,092	2,604	5,313	5,313	
		経過12年の契約	男性 392	308	476	994	1,624	3,948	5,250
		女性 434	378	434	728	1,260	3,136	4,256	
入院保障充実特約	経過9年の契約	男性 160	200	80	0	0	0	0	0
		女性 80	40	0	40	80	200	160	
		経過6年の契約	男性 420	483	483	567	700	546	1,050
		女性 434	420	420	665	630	826	1,029	
	総合医療特約	経過9年の契約	男性 560	623	623	707	840	686	1,190
		女性 574	560	560	805	770	966	1,169	
		経過6年の契約	男性 0	0	0	0	112	112	322
		女性 0	0	0	0	0	287	315	
成人病入院特約(09)	経過9年の契約	男性 0	0	0	0	112	112	322	
		女性 0	0	0	0	0	287	315	
		経過6年の契約	男性 0	0	0	0	0	0	0
		女性 0	0	0	0	0	0	0	
	がん入院特約(09)	経過6年の契約	男性 0	0	0	0	0	77	119
		女性 0	0	0	0	0	56	56	
		経過9年の契約	男性 0	0	0	0	0	77	119
		女性 0	0	0	0	0	56	56	

(注) 1. 次年度の契約応当日の前における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）、第2保険期間中の契約および更新後の特約は除きます。

2. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。（ただし、3年ごと応当日および直前の3年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。
7. 長期継続配当率は平成29年度からの経過年度に応じた配当率となります。
8. 平成29年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表 6

## 死 差 益 配 当 率 表 (例 示)

(危険保険金 100万円について)

保険種類	対象契約	到達年齢性別	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
			円	円	円	円	円	円	円	
毎期精算配当付自由保険	昭和44年5月以前の契約	男性	—	—	—	—	6,210	15,970	40,480	
新教育保険・定期付養老保険	女性	—	—	—	—	7,250	19,490	49,300		
生存給付金付終身保険・終身保険	昭和44年6月以後	男性	—	—	—	2,010	4,930	13,750	38,630	
連増年金収入保障保険	女性	—	—	—	—	2,420	5,970	17,270	47,450	
生存給付金付連増年金収入保障保険	昭和49年5月以後	男性	—	—	—	1,250	2,250	6,730	20,200	
定期保険・新生存給付金付定期保険特約	昭和51年3月1日以前の契約	女性	—	—	—	1,660	3,290	10,250	29,020	
連生終身保険・定期保険特約	昭和51年3月2日以後	男性	—	—	—	1,250	2,250	6,730	20,200	
家族定期保険特約(配偶者型)	昭和56年4月1日以前の契約	女性	—	—	—	1,090	1,700	5,780	17,060	
家族定期保険特約(子型)	昭和56年4月2日以後	男性	—	—	300	760	1,600	5,090	16,740	
増加養老保険・増加養老保険特約	昭和60年4月1日以前の契約	女性	—	—	420	580	830	3,110	10,560	
増加終身保険・増加生存保険	昭和60年4月2日以後	男性	—	—	140	450	1,570	4,060	13,560	
養老保険特約・終身保険特約	平成2年4月1日以前の契約	女性	—	—	210	360	480	1,860	7,520	
保険料特別払込定期保険特約	平成2年4月2日以後	男性	—	550	130	390	1,400	3,220	9,770	
生存給付金付定期保険特約	平成8年4月1日以前の契約	女性	—	140	200	230	350	1,330	5,910	
連生定期保険特約	平成8年4月2日以後の保険年齢方式の契約	配当回数10回目以降 または更新後契約	男性	50	500	110	280	770	3,220	8,500
連生保険料特別払込定期保険特約		女性	40	70	70	180	350	1,210	4,280	
増加連生終身保険・増加連生存保険		配当回数4回目以降 9回目以内	男性	50	500	110	280	770	3,220	8,500
連生終身保険特約・連減定期保険特約		女性	40	70	70	180	350	1,210	4,280	
連生連減定期保険特約・収入保障特約	平成19年4月2日以後の満年齢方式の契約	配当回数3回目以内	男性	50	500	220	280	770	3,220	8,500
保険料特別払込連減定期保険特約		女性	40	70	130	190	430	1,210	4,280	
連生保険料特別払込連減定期保険特約		配当回数10回目以降 または更新後契約	男性	40	190	140	210	680	1,350	5,620
定期保険集団扱い付定期保険		女性	30	50	100	110	190	320	1,460	
一時払退職後終身保険	平成19年4月2日以後の満年齢方式の契約	配当回数4回目以降 9回目以内	男性	40	190	140	210	680	1,350	5,620
一時払退職後終身保険定期保険特約		女性	30	50	100	110	190	320	1,460	
個人年金保険・新個人年金保険		配当回数3回目以内	男性	40	190	250	210	680	1,350	5,620
個人年金保険・新個人年金保険		女性	30	50	170	120	260	320	1,460	
変額保険(有期型)	平成6年4月1日以前の契約	男性	—	—	—	70	640	2,150	6,470	
変額保険(終身型)	女性	—	—	—	0	0	160	1,210	5,350	
平成6年4月2日以後	男性	—	—	—	70	470	1,310	2,680		
平成8年4月1日以前の契約	女性	—	—	—	0	0	100	680	3,740	
平成8年4月2日以後の契約	男性	—	—	0	70	140	1,310	1,410		
女性	—	—	0	0	0	100	560	2,110		
保障付積立保険		男性	40	190	140	210	680	1,350	5,620	
		女性	30	50	100	110	190	320	1,460	
祝金付特別終身保険	昭和49年4月以前の契約	男性	—	—	—	—	—	—	38,630	
	女性	—	—	—	—	—	—	—	47,450	
	昭和49年5月以後	男性	—	—	—	—	—	—	20,200	
	昭和51年3月1日以前の契約	女性	—	—	—	—	—	—	29,020	
特定疾病保障終身保険	昭和51年3月2日以後の契約	男性	—	—	—	—	—	—	20,200	
	女性	—	—	—	—	—	—	—	17,060	
	配当回数10回目以降 または更新後契約	男性	—	240	150	340	1,040	2,210	7,750	
	女性	—	40	140	130	390	1,050	3,720		
特定疾病保障定期保険	配当回数4回目以降 9回目以内	男性	—	240	150	340	1,040	2,210	7,750	
	女性	—	40	140	130	430	1,280	4,070		
	配当回数3回目以内	男性	—	240	160	350	1,040	2,210	7,750	
	女性	—	60	160	240	630	1,280	4,070		
重度慢性疾患保障保険	配当回数10回目以降 または更新後契約	男性	—	250	150	300	910	2,060	6,860	
	女性	—	50	110	120	240	1,020	3,150		
	配当回数4回目以降 9回目以内	男性	—	250	150	300	910	2,060	6,860	
	女性	—	50	110	120	250	1,040	3,420		
介護収入保障特約	配当回数3回目以内	男性	—	250	160	310	910	2,060	6,860	
	女性	—	60	130	200	450	1,040	3,420		
新介護収入保障特約		男性	—	500	100	290	870	3,610	9,320	
		女性	—	70	70	170	370	1,300	5,090	

## 死差益配当率表(例示)(続き)

- (注) 1. 到達年齢とは、前年度の契約応当日における被保険者の年齢です。ただし、定期保険集団扱特約付定期保険、一時払退職後終身保険、一時払退職後終身保険定期保険特約、保障付積立保険ならびに昭和60年4月2日以降契約の増加養老保険、増加養老保険特約、増加終身保険、増加生存保険、増加連生終身保険および増加連生存保険は当年度の契約応当日における被保険者の年齢です。
2. 新教育保険については契約者、連生終身保険、連生定期保険特約、連生保険料特別払込定期保険特約、連生遅減定期保険特約、連生保険料特別払込遅減定期保険特約、増加連生終身保険、増加連生存保険および連生終身保険特約については第2被保険者の到達年齢および性に応じた死差益配当率を加算します。
3. 平成8年4月2日以降平成11年4月1日以前の転換特約付保険契約については、予定死亡率の水準に応じた率とします。
4. 一時払退職後終身保険および一時払退職後終身保険定期保険特約の昭和62年3月以前の契約については、昭和56年4月2日以降昭和60年4月1日以前の契約の率を使用します。
5. 更新後契約には、更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。
6. 変額保険(有期型)または変額保険(終身型)の払済保険および延長保険については、それぞれ契約時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
7. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)または新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)の定期払済年金保険および目標到達時定期年金保険移行特約に定めるところにより移行した定期年金保険については、契約時期、定期払済年金保険への変更時期、定期年金保険への移行時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
8. 保証期間付終身年金保険、個人年金保険(93)、年金支払開始日以降の契約、平成7年9月1日以降の保険料一時払契約の毎期精算配当付自由保険(配当金により保険金を買い増す場合の買増部分を含みます。)および平成10年7月2日以降の保険料一時払契約の新個人年金保険の死差益配当率は0とします。
9. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(定期払済年金保険を除きます。)ならびに最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(16)の死差益配当は0円とします。
10. 新特別条件特約付保険契約の場合、死差益配当率を乗じる危険保険金は本特約を付加していない契約と同じものとします。

別表7

## 費差益配当率表

## 1. 保険料払込中

(保険金100万円について)

保険種類	対象契約	基本部分	定期部分
毎期精算配当付自由保険	昭和49年4月以前 保険金50万円以上の契約 保険金50万円未満の契約	円 1,650 2,650	円 — —
	昭和49年5月以後 昭和56年4月1日以前	1,650	—
	昭和56年4月2日以後 昭和60年4月1日以前	1,000	—
	昭和60年4月2日以後 平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以後 平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以後 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以後	0	—
新教育保険	平成5年4月1日以前	50	200
	平成5年4月2日以後 平成11年4月1日以前	50	0
	平成11年4月2日以後	0	0
定期付養老保険	昭和45年11月9日以前	1,650	1,600
	昭和45年11月10日以後 昭和56年4月1日以前	1,650	1,100
	昭和56年4月2日以後	1,000	950
祝金付特別終身保険		1,650	1,100
生存給付金付終身保険	昭和56年4月1日以前	1,900	1,100
	昭和56年4月2日以後	1,000	950
終身保険	昭和60年4月1日以前	1,000	—
	昭和60年4月2日以後 平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以後 平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以後 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以後	0	—
	遙増年金収入保障保険	1,650	1,100

費差益配当率表(続き)

(保険金100万円について)

保険種類	対象契約	基本部分	定期部分
生存給付金付遞増年金収入保障保険	昭和56年4月1日以前	円 1,900	円 1,100
	昭和56年4月2日以後		
	昭和60年4月1日以前	1,000	950
	昭和60年4月2日以後		
	平成2年4月1日以前	600	550
定期保険	平成2年4月2日以後	250	200
	昭和56年4月1日以前	—	1,100
	昭和56年4月2日以後	—	950
	昭和60年4月1日以前	—	550
	昭和60年4月2日以後	—	0
定期保険集團扱特約付定期保険		—	0
連生終身保険	平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以後		
	平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以後	0	—
保障付積立保険		70	—
特定疾病保障終身保険	平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以後	0	—
特定疾病保障定期保険		—	0
重度慢性疾患保障保険		—	0
変額保険(有期型)	平成6年4月1日以前	600	—
	平成6年4月2日以後	50	—
変額保険(終身型)	平成6年4月1日以前	600	—
	平成6年4月2日以後	50	—
個人年金保険		—	1,000
新個人年金保険	平成2年4月1日以前	—	600
	平成2年4月2日以後		
	平成5年4月1日以前	—	250
	平成5年4月2日以後		
	平成11年4月1日以前	—	50
個人年金保険(93)	平成11年4月2日以後	—	0
	平成11年4月1日以前	—	50
	平成11年4月2日以後	—	0

## 費差益配当率表(続き)

(保険金100万円について)

保険種類	対象契約	基本部分	定期部分
定期保険特約	昭和56年4月1日以前	円 —	円 1,100
	昭和56年4月2日以後	—	950
	昭和60年4月1日以前	—	550
	昭和60年4月2日以後 平成2年4月1日以前	—	200
	平成2年4月2日以後 平成5年4月1日以前	—	0
	平成5年4月2日以後	—	550
家族定期保険特約(配偶者型) 家族定期保険特約(子型)	平成2年4月1日以前	—	200
	平成2年4月2日以後	—	0
	平成5年4月1日以前	—	550
	平成5年4月2日以後	—	—
養老保険特約	平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以後	250	—
	平成5年4月1日以前	50	—
	平成5年4月2日以後 平成11年4月1日以前	0	—
	平成11年4月2日以後	—	—
終身保険特約	平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以後	250	—
	平成5年4月1日以前	50	—
	平成5年4月2日以後 平成11年4月1日以前	0	—
	平成11年4月2日以後	—	—
生存給付金付定期保険特約	平成5年4月1日以前	50	200
	平成5年4月2日以後	50	0
	平成11年4月1日以前	0	0
	平成11年4月2日以後	0	0
新生存給付金付定期保険特約		0	0
連生定期保険特約	平成5年4月1日以前	—	200
	平成5年4月2日以後	—	0
連生終身保険特約	平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以後	50	—
	平成11年4月1日以前	0	—
	平成11年4月2日以後	—	—
遙減定期保険特約	平成5年4月1日以前	—	200
	平成5年4月2日以後	—	0
連生遙減定期保険特約		—	0
特定疾病保障終身保険特約	平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以後	0	—
特定疾病保障定期保険特約		—	0
重度慢性疾患保障保険特約		—	0
収入保障特約		—	0
介護収入保障特約		—	0
新介護収入保障特約		—	0

## 費差益配当率表（続き）

### 2. 保険料払済後

昭和56年4月1日以前契約	定期部分100万円について、1,000円
昭和56年4月2日以降契約	0円

### 3. 保険料払込中の配当回数4回目以降の契約または更新後契約（更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。以下同じ）については、次の金額を加算します。

- (1)契約ごとに配当回数5回目ごとに保険金額2000万円超の部分の保険金100万円について  
300円
- (2)契約ごとの保険金額が3000万円以上5000万円未満の場合は保険金100万円について50円、  
保険金額が5000万円以上の場合は保険金100万円について100円

（注） 1. 配当回数1回目の契約の費差益配当率は0とします。ただし、更新後契約は除きます。  
2. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、  
最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)、新最低保  
証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(16)および目標到達  
時定額年金保険移行特約に定めるところにより移行した定額年金保険の費差益配当は0円とします。

別表8

## 災害・疾病特約配当率表(例示)

(特約保険金 100万円について)

保険種類	対象契約	配当率	
		男性	女性
傷害特約	昭和58年4月1日以前	円 200	円 350
	昭和58年4月2日以降 平成2年4月1日以前	100	150
	平成2年4月2日以降 平成13年4月1日以前	50	50
	平成13年4月2日以降	0	0
災害保障特約	昭和51年3月1日以前	1,280	1,650
	昭和51年3月2日以降	480	850
年金災害保障特約		1,280	1,650
交通災害保障特約	昭和51年3月1日以前	930	1,110
	昭和51年3月2日以降	330	510
家族災害保障特約	昭和51年3月1日以前	1,490	—
	昭和51年3月2日以降	570	—
災害死亡割増支払特約		400	550
災害倍額保障・定期保険特約	災害死亡割増支払特約相当部分	300	450
	災害割増特約相当部分	200	350
災害割増特約	昭和58年4月1日以前	200	350
	昭和58年4月2日以降 平成2年4月1日以前	100	150
	平成2年4月2日以降 平成13年4月1日以前	50	50
	平成13年4月2日以降	0	0
がん診断特約		0	0

## 災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
災害入院特約	円 275	円 500
手術給付金付疾病入院保障特約	0	0
疾病医療特約	0	0
成人病特約	0	0
成人病医療特約	0	0
新成人病医療特約(87)	0	0
成人病医療特約(01)	0	0
女性疾病医療特約	—	0
女性疾病医療特約(01)	—	0
傷害損傷特約	0	0
傷害損傷特約(04)	0	0
先進医療特約	0	0
入院保障充実特約(09)	0	0
こども入院保障充実特約(09)	0	0
女性疾病入院特約(09)	—	0
新先進医療特約	0	0
がん薬物治療特約	0	0

## 災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額1,000円について)

保険種類	対象契約	到達年齢性別	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			男性	円	女性	円	円	円	円
新災害入院特約(87) 新こども災害入院特約(87)		男性 女性	— —	450 630	450 630	450 630	450 630	450 630	450 630
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	平成13年4月1日以前	男性 女性	— —	450 630	450 630	450 630	450 630	450 630	450 630
	平成13年4月2日以降 平成19年4月1日以前	男性 女性	225 180	225 180	225 180	225 180	225 180	225 180	225 180
	平成19年4月2日以降	男性 女性	225 180	225 210	225 315	255 285	285 210	300 240	225 0
	新疾病医療特約(87) 新こども疾病医療特約(87)	男性 女性	— —	780 600	760 0	580 0	0 0	0 0	0 0
	平成13年4月1日以前	男性 女性	— —	800 600	780 0	600 0	0 0	0 0	0 0
	平成13年4月2日以降 平成19年4月1日以前	男性 女性	480 530	300 100	280 0	100 0	0 0	0 0	0 0
通院特約 こども通院特約	平成19年4月2日以降	男性 女性	210 240	160 80	180 0	210 0	0 110	0 270	0 740
	平成13年4月1日以前	男性 女性	— —	230 280	220 260	410 320	770 610	1,550 1,280	3,020 2,490
	平成13年4月2日以降 平成19年4月1日以前	男性 女性	340 290	180 230	170 210	360 270	670 510	1,400 1,130	2,870 2,340
	平成19年4月2日以降	男性 女性	340 290	180 230	170 210	360 270	670 510	1,400 1,130	2,870 2,340
	平成19年4月1日以前	男性 女性	460 400	230 310	230 270	470 350	850 640	1,750 1,400	3,470 2,840
	平成19年4月2日以降	男性 女性	460 400	230 310	230 270	470 350	850 640	1,750 1,400	3,470 2,840
入院初期給付特約		男性 女性	— —	180 90	180 0	70 0	0 50	0 120	0 170
	平成19年4月1日以前	男性 女性	210 200	310 210	300 140	190 130	110 160	0 250	0 300
	平成19年4月2日以降	男性 女性	210 200	310 210	300 140	190 130	110 160	0 250	0 300
		男性 女性	20 20	50 20	50 0	10 0	0 10	0 30	0 40
総合医療特約 こども総合医療特約		男性 女性	100 100	130 190	170 100	170 290	330 290	340 430	790 710
	成人病入院特約(09)	男性 女性	0 0	0 0	0 0	0 50	0 0	190 220	360 320
がん入院特約(09)		男性 女性	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	50 0	130 50

(注) 1. 災害入院特約、新災害入院特約(87)、新こども災害入院特約(87)、災害入院特約(01)およびこども災害入院特約(01)は入院給付日額1,500円に対する配当率です。

2. 通院特約、こども通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、傷害損傷特約および傷害損傷特約(04)は運動器損傷給付金額1万円に対する配当率、入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、先進医療特約および新先進医療特約は1件に対する配当率、入院保障充実特約、入院保障充実特約(09)およびこども入院保障充実特約(09)は入院保障充実給付金額1,000円、がん薬物治療特約はがん薬物治療給付金額1万円に対する配当率です。
3. 到達年齢は主契約の被保険者の到達年齢です。
4. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある特約種類については本人型を記載しています。

別表9

## 団体保険に対する配当率表

保険種類	配当率
団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、7%から97%まで
総合福祉団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、14%から98.7%まで
団体信用生命保険	団体の被保険者数に応じて、10%から97%まで
消費者信用団体生命保険	

- (注) 1. 配当率を乗じる死差益には、(総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分を含みません。
2. (総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分については、年金受取人ごとに責任準備金×利差益配当率(別表1)とします。  
(この金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 団体信用生命保険 3大疾病保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・3大疾病部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。
4. 団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則(高度障害保険金不担保特約・3大疾病保障特約・身体障害保障特約・介護保障特約)が付加されている契約の死亡・3大疾病・身体障害・介護部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。
5. 団体信用生命保険がん保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・がん部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。

別表10

## 団体年金保険に対する配当率表

保険種類	配当率
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 厚生年金基金保険・厚生年金基金保険(02) 国民年金基金保険 確定給付企業年金保険(02) 新団体生存保険	予定利率0.75%または1.25%に対する責任準備金に対して、0.10% 上記以外は、0%
拠出型企業年金保険(02)	予定利率0.75%に対する責任準備金に対して、0.64% 予定利率1.25%に対する責任準備金に対して、0.14% 上記以外は、0%

- (注) 1. 責任準備金には、新単位口別利率設定特約(I型)部分の責任準備金を含みません。
2. 企業年金保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、企業年金保険と拠出型企業年金保険(02)との付加保険料の差額に対する調整を行います。(この調整後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 新企業年金保険、新企業年金保険(02)および新団体生存保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、生存損益を加えます。(この加えた後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
4. 遺族年金特約が付加されている契約については、本表により計算した金額に死差益×遺族年金特約配当率を加えます。ここで、この配当率は団体の被保険者数に応じて、50%から95%までとします。

別表11

## 医療保障保険に対する配当率表

保険種類	配当率
医療保障保険(個人型)	①被保険者の年齢に応じて、死亡保険金100万円について3,730円まで ②被保険者の年齢および性に応じて、入院給付日額1,000円について550円から800円まで
医療保障保険(団体型)	団体の被保険者数に応じて、25%から70%まで

保険業法第49条により準用する会社法第318条の規定に基づき、上記の議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、本議事録を作成した。

平成30年7月3日

議事録作成者 取締役 橋本雅博

以上